

令和7年3月14日

飯豊町議会議員

松山 和好 様

飯豊町議会議長 菅野 富士雄



松山和好議員に対する飯豊町議会議員政治倫理条例に基づく警告

令和7年2月17日に開催された第7回飯豊町議会議員政治倫理審査会における審査の結果、町長選挙期間中にラインを利用し、事実が伴わない町政に関する虚偽の文章や、町民、相手候補者、町内事業者、議員への誹謗中傷にあたる内容の文章を発信した行為については、飯豊町議会政治倫理審査会の審査結果に基づき、貴職の行為が飯豊町議会議員倫理条例第3条第1項第1号及び第7号に違反していると報告がなされました。

この発信発言は、根拠に乏しい非難によって相手候補者、住民及び、他の議員の名誉を傷つけるものであり、飯豊町議会の秩序を乱す重大な行為です。

また、このような行為は、ラインによる特定者への発信とはいえ、その機能により今回のように拡散するのも事実であり、町民の不安や混乱を招くものです。よってこのような行為は、厳に慎むべきです。

私は議長として、貴職に対し公職者である議員の職責と倫理的責任を改めて深く認識されるよう申し上げるとともに、今後は同条例を遵守されるよう強く警告いたします。